

「デジタル時代のNHK懇談会」今後の議論のテーマ（案）

第5回（9月16日）

- ・ 公共放送のあり方②
「公共放送のガバナンス」

第6回（10月14日）

- ・ 公共放送のあり方③
「デジタル時代に目指すもの」

第7回（11月18日）

- ・ 「新経営ビジョン」の検討方向

第8回（12月5日）

- ・ 「新経営ビジョン」について（受信料体系のあり方）

第9回（1月 日）

- ・ 報告書に向けて
「デジタル時代の公共放送のあり方」

第10回（2月 日）

- ・ 報告書に向けて
「デジタル時代の受信料体系ほか」

第11回（3月 日）

- ・ 報告書素案

第12回（4月 日）

- ・ 報告書第1案

第13回（5月 日）

- ・ 報告書提出

NHKの運営の仕組み

平成17年9月16日

日本放送協会



I 放送の自由と規律

マスメディアの自由と規律

活字メディア

放送

民放

NHK

表現の自由

(放送番組編集の自由)

放送固有の規律

電波法

放送法

放送法の理念・構造

目 的

- ①放送の普及、効用をもたらすことを保障する
- ②放送による表現の自由を確保する
- ③健全な民主主義の発達に資する

放送番組編集の自由

番組編集に関する規律

N H K の設立

民 放 等

電波の希少性と社会的影響力

二元体制による放送の普及発達

放送番組編集の自由と規律

■ 放送番組編集の自由

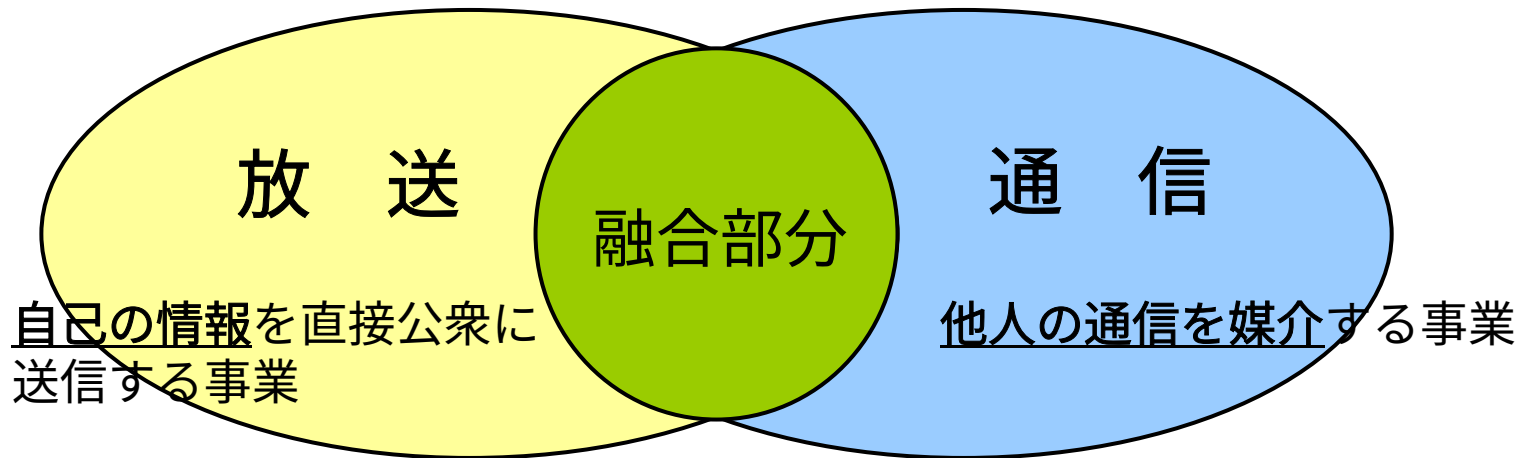
放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉・規律されない

■ 電波の有限・希少性 社会的な影響力 } ⇒ 番組編集に関する規律

- 番組編集準則（政治的公平、論点の多角的解明 等）
- 番組調和原則（教養、教育、報道、娯楽番組の実施）
- 番組基準の策定
- 番組審議会の設置
- 訂正・取消放送
- 障害者向け放送の義務
- 災害放送の義務

構造規制が中心

放送と通信



- ・周波数を占有
- ・輻輳なし⇒品質を保証
- ・一斉同報

番組編集について何人からも介入されない

⇒ **表現の自由**

- ・端末、伝送路
- ・コンテンツのマルチ利用
- ・公然性のある通信と特定性のある放送

?

- ・輻輳あり
- ・一斉同報に限界

情報の内容に関知しない

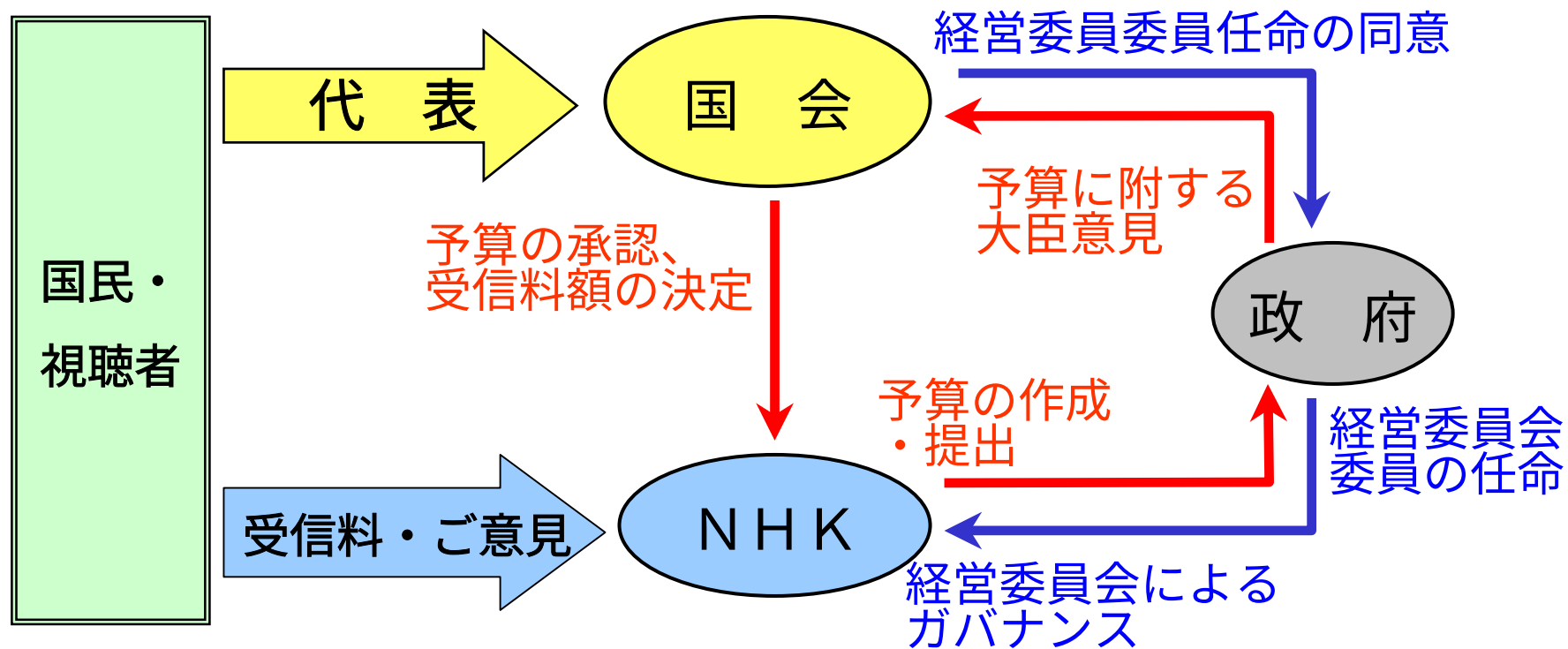
⇒ **秘密の保持**

II NHKの組織と運営

NHKの自立性

- 国の出資は受けていない
 - 社団法人日本放送協会から移行
- 国の業務の代行ではない
 - 「政府の諸活動としての放送を行わせるために設立された法人ではない」
- 人事、財政等の自主・自立
 - 経営委員会が会長を任命
 - 財源の自立（視聴者から直接いただく受信料が96%以上）

NHKに対する公共的規制

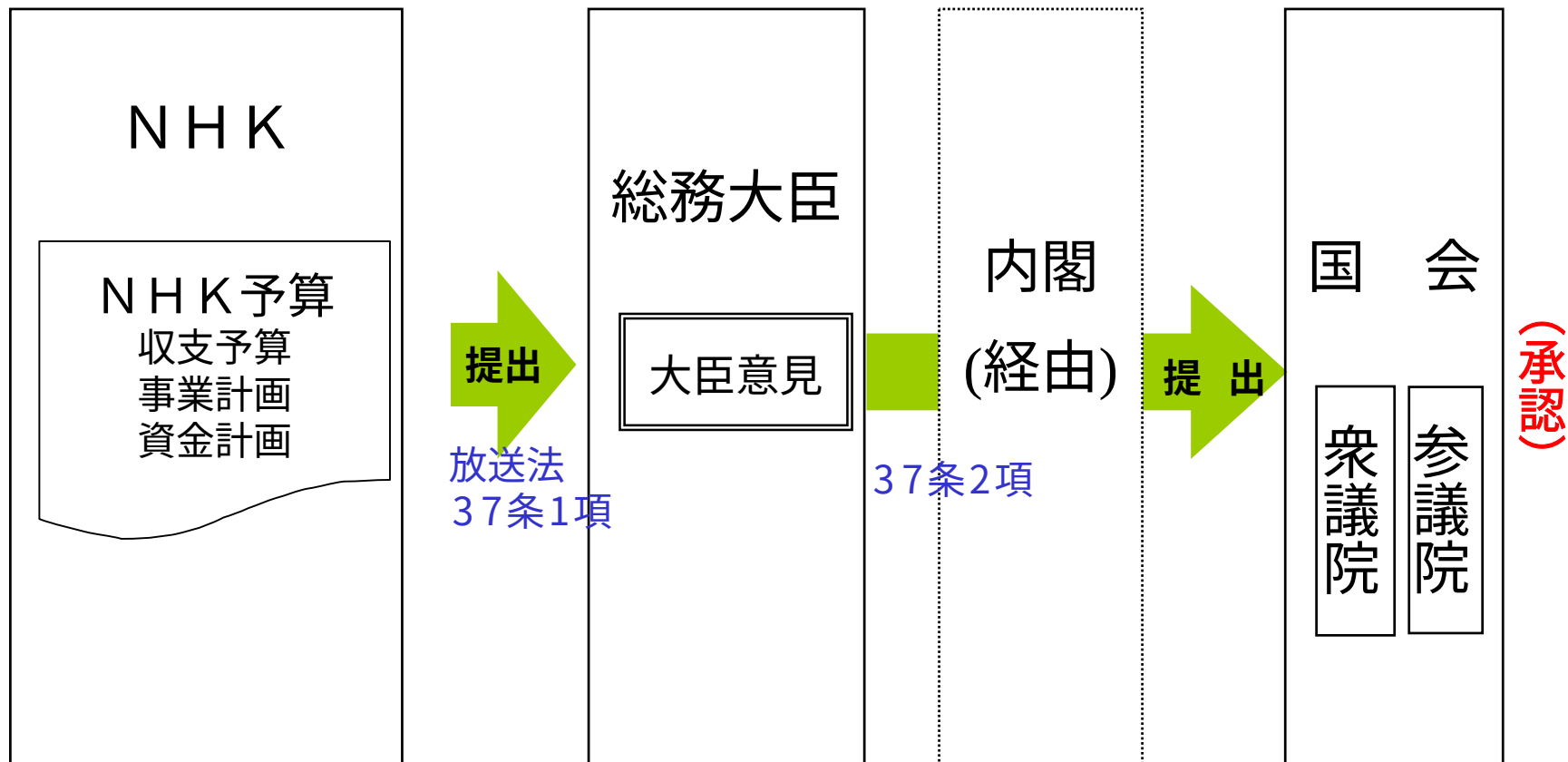


○NHKに対する公共的規制は、国会（＝国民の代表）を中心とする方式

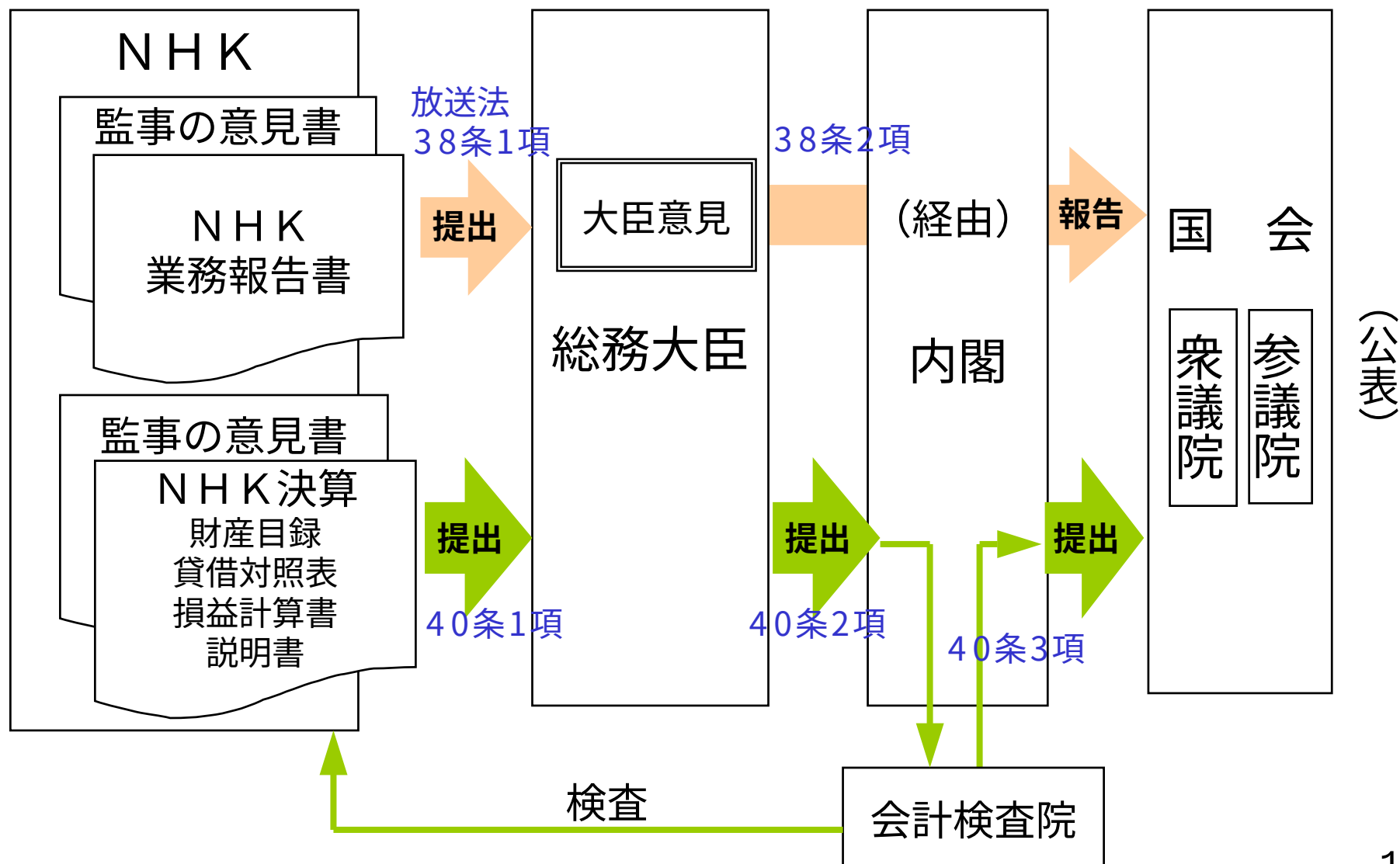
○政府の権限は、個別具体的に規定

- ・大臣の「意見」を附するもの⇒予算、業務報告書
- ・大臣の「認可」が必要なもの⇒定款変更、出資、設備賃貸等（電波監理審議会への諮問・答申が必要） など

(参考) NHK 予算承認までの流れ

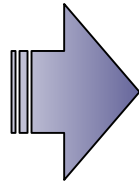


(参考) NHK決算・業務報告書の流れ



N H K の組織

経営委員会



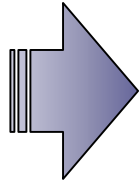
最高意思決定機関

公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、

国会の同意を得て総理大臣が委員を任命

(放送法16条1項)

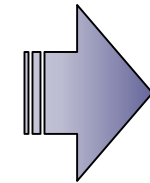
会 長



協会を代表し、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理

(26条1項)

理 事 会



重要業務の執行について
審議 (会長・副会長及び理事)

N H K の経営体制

